

条件付き一般競争入札を行うので、尾鷲市会計規則（昭和41年尾鷲市規則第4号）第72条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年8月21日

尾鷲市長 加藤 千速

1 工事概要等

- (1) 業務委託名 尾鷲市津波避難タワー設計業務委託
- (2) 業務委託名 尾鷲市 中井町・矢浜 地内
- (3) 業務概要 階数及び延べ床面積：避難階 2層 300㎡以上
整備対象施設：2施設
- (4) 工期 契約の日から令和8年2月20日（金）限り
- (5) 予定価格 19,976,000円（税込）
- (6) 最低制限価格 有り

◆今回の業務委託におけるP（最低制限価格）は下記計算式により設定します。

【建築設計に係る最低制限価格】

$$P1 = (\text{直接業務費} + \text{諸経費} \times 0.6 + \text{技術経費}) \times 1.10$$

但し、諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

※ 建築関係業務においては直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

【地質調査に係る最低制限価格】

$$P2 = (\text{純調査費} + \text{諸経費} \times 0.5 + \text{解析等調査業務費} \times 0.8) \times 1.10$$

但し、純調査費＝直接調査費＋間接調査費、

諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

$$P(\text{最低制限価格}) = P1 + P2$$

上記の「計算式」により算出された金額が予定価格の7.5/10を下回る時は7.5/10とし、最低制限価格算出の際の端数処理については、P/1.10値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.10の7.5/10を下回る場合は、7.5/10以上となるようにP/1.10値の万円未満を切り上げるものとします。

※複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系毎にP/1.10値の万円未満で端数処理を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とする。

- (7) 前金払 有り

（但し、前払金の請求を行う場合は「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する保証会社による前払金保証を受けること。）

2 入札に参加できる者の資格者要件

本業務委託の入札に参加できる者は、公告日現在から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②尾鷲市入札参加資格者名簿に(業種「建築関係コンサルタント」・部門「建築一般」に限る。)登録された**県内に本店**を有する業者であること。
- ③尾鷲市建設工事等資格(指名)停止措置要領及び三重県建設工事等資格(指)停止措置要領により、資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- ④建築士法に基づく一級建築士事務所登録があること。
- ⑤一級建築士2名以上の事務所であること。但し、市内業者については、2事務所以上による特定建築設計共同企業体を自主結成することにより一級建築士2名以上を確保することも可とする。

3 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、以下の提出書類を書面により提出して、入札参加資格の確認を受けなければなりません。期限までに申請書等を提出しない者または参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

(1) 提出書類(※尾鷲市ホームページよりダウンロードしてください)

①入札参加希望者共通書類

1. 条件付き一般競争入札参加資格申請書(様式第1号)
2. 配置予定技術者調書(様式第2号)
※配置する一級建築士の免許証の写しを添付してください。
3. 建築士事務所登録証の写し

②特定建築設計共同企業体により入札に参加しようとする者(市内業者)については上記の他に下記に掲げる書類を提出しなければならない。

1. 特定建築設計共同企業体協定書(様式第3号)
2. 使用印鑑届(様式第4号)
3. 委任状(様式第5号)
4. 事業所(又は受任先)所在地のすべての税にかかる完納証明書
5. 法人税、消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書

(2) 提出期間

令和7年8月21日(木) 午前8時30分～令和7年9月5日(金) 午前11時
※但し、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出方法

電子メールにて提出してください。(必ず電話で受信確認を行ってください。)

(4) 提出場所 尾鷲市 財政課 管財・検査係

TEL : 0597-23-8142 FAX : 0597-23-8305

MAIL : zaimu1@city.owase.lg.jp

(5) 入札参加資格確認申請にかかる注意事項

- ①申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- ②提出された添付資料は、本業務委託の競争参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。
- ③提出された添付資料は、返却しません。
- ④申請時に提出された提出書類の差し替え、再提出は認めません。

4 入札参加資格の決定

令和7年9月8日(月)までに参加資格の有無について通知します。

なお、参加資格がないと通知された者は、書面(持参)により理由の説明を求められます。

(1) 異議申し立て提出期限 令和7年9月9日(火)午前11時まで

(2) 回 答 方 法 令和7年9月10日(水)午後5時までに回答します。

5 設計図書の配布等

設計図面並びに仕様書(以下「設計図書」等という)は、尾鷲市ホームページから閲覧・ダウンロードしていただけます。

6 設計図書に対する質問の方法及び期限並びに回答

(1) 提出方法

電子メールにて提出してください。(必ず電話で受信確認を行ってください。)

(2) 提出期間

令和7年8月21日(木)から令和7年8月29日(金)午前11時まで

(3) 提出場所 尾鷲市 防災危機管理課 総合防災係

TEL : 0597-23-8118 FAX : 0597-22-9343

MAIL : kikikanri@city.owase.lg.jp

(4) 質問に関する回答

令和7年9月3日(水)に尾鷲市ホームページに掲載します。

7 入札(開札)の日時及び場所

(1) 入札(開札)日時 令和7年9月11日(木)午前11時00分

(2) 入札(開札)場所 尾鷲市役所 別館 教育委員会3階会議室

8 入札保証金 入札保証金は免除とする。

9 入札方法

- (1) 入札書の宛名は市長宛とし、入札者の氏名又は、法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。
- (2) 代理人が入札する場合には、次のとおり取り扱うものとする。
 - ①代理人が代理人名義で入札する場合には、入札投函前に委任状を提出する。
なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
 - ②代理人が、入札者本人の住所、氏名（企業体にあつては、企業体の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出を必要としない。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 入札執行回数は、1回とする。
- (5) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。
- (6) 落札にあたっては、入札に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札執行時に次の書類を持参してください。
本業務委託に係る入札参加資格確認通知書（写し可）
※提示を求める場合があります。

10 入札の無効

次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とします。

- ①入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- ②虚偽の申請を行った者が入札したとき。
- ③入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
- ④入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- ⑤入札に際して談合等の不正行為があつたとき。
- ⑥入札条件に違反した入札があつたとき。
- ⑦入札者又はその代理人が定刻までに入札書を投函しないとき。
（入札参加者確認ができないとき。）
- ⑧入札者又はその代理人がその提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。
- ⑨入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
- ⑩その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- ⑪予定価格を超える金額の入札をしたとき。
- ⑫事前審査による参加資格の通知により参加資格を有するとされた者であっても、入札執行後の審査により参加資格を有しないことが決定したとき。

11 入札の失格

次の各号の一に該当するときは、その者の入札は失格とします。

- ①最低制限価格を下回る金額で入札をしたとき。
- ②その他適正な入札の執行を妨げたとき。

12 入札の辞退届

入札書の投函前においては、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札を辞退できるものとします。

13 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期取り止めることがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

14 落札者の決定

(1) 尾鷲市会計規則 74 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

(2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじにより落札者を決定します。

(3) 落札者を決定したときは、入札会場で開札の立ち会い者に発表します。

(4) 尾鷲市談合情報対応マニュアル第2に該当する談合情報があった場合は、入札の延期や中止、契約締結の保留等、マニュアルに基づいた措置及び調査を実施します。

15 契約関係

(1) 契約の締結

落札決定後、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の業務能力等（業務計画、資金計画等を含む）を判断し、契約を締結しないことがあります。

また、落札決定後に入札参加資格の制限又は資格（指名）停止を受けた場合は、契約を締結しないことがあります。

(2) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とします。ただし、特定建築設計共同企業体により入札に参加しようとする者については、契約金額の10分の3以上の金額とします。

その他の事項は尾鷲市会計規則に定めるところによるものとします。

16 その他

- (1) 入札、契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、尾鷲市建設工事等資格（指名）停止措置要領により、資格（指名）停止を行います。
- (3) 本入札及び契約締結後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。
- (4) 本公告の他、関係法令及び尾鷲市会計規則等によるものとします。

17 本公告に関する問い合わせ

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号

尾鷲市役所 財政課 管財・検査係

TEL : 0597-23-8142 FAX : 0597-23-8305

電子メール zaimu1@city.owase.lg.jp